

新たな負担を求めることなく、安心と安定を未来につなぐ

上下水道事業の経営戦略を策定

西脇市では、昭和32年に水道の給水を、平成6年に下水道の供用を開始しました。経年劣化による水道管や下水処理施設の更新時期を迎える一方で、人口減少等の社会情勢の変化を受けて料金収入が減少しています。そのような中で、「安心と安定を未来につなぐ」を基本理念とした「西脇市水道事業経営戦略」と「西脇市下水道事業経営戦略」を策定しました。これらの中長期的な上下水道事業経営の基本計画を基に、市は安定的な事業経営を維持してまいります。6月1日から7日までは第59回水道週間です。この機会に水の大切さについて考えましょう。

西脇市水道事業経営戦略

(計画期間：平成29年度～平成48年度)

西脇市は昭和32年に旧西脇市で、昭和46年に旧黒田庄町で給水を開始しました。平成27年3月に上戸田浄水場が、平成28年12月に大木浄水場が完成し、市の全域に高度な浄水処理をした水道水の供給ができるようになりました。また、市の浄水場については、100%の耐震化を完了しました。

経年劣化による多くの老朽管を更新する必要があり、更新に合わせて地震などによる大規模災害への対策も必要に

なっています。一方で、人口の減少や節水機器の普及で水道の需要が小さくなり、収入の減少が続いている状況です。このような状況で、市民の皆さんに新たな金銭的な負担を求めることなく、安定的に事業経営ができるよう、「西脇市水道事業経営戦略」を策定しました。

◆主な方針

①老朽管の更新

地域防災上で重要な施設(基幹病院や指定避難所等)の配水管を優先的に更新・耐震化を推進します。水道管の法定耐用年数の40年を、実使用年数の約80年に変更して更新

計画を見直します。また、施工方法についても、低コスト耐震管を採用し、工事費用の削減を図ります。

②スリムな整備計画(下図)

水需要の分析結果から、一日当たりの最大給水量を現在の75%(21,100m³)から16,100m³に設定し、計画のあった浄水施設の建設中止や運転休止など、整備計画を見直しました。

③料金体系

平成29年度から平成38年度までの10年間は、現在の水道料金体系を維持し、安定的な経営を行います。

西脇市下水道事業経営戦略

(計画期間：平成29年度～平成38年度)

下水道事業では、昭和56年から下水道の整備を始め、平成19年に完了しました。現在は市内のほぼ全域で下水道の使用ができ、生活排水処理率はおおむね100%となっています。

平成22年度には、より効率的に汚水処理事業を運営するため、統合基本計画を策定しました。この計画に基づいて、平成25年度に畑瀬処理区を廃止し、現在14ある処理区の統合を進めています。また、下水道事業について

◆主な方針

①処理区の統合(左図)

平成37年度までに現在の14の処理区を旧西脇市域と旧黒田庄町域の2つに統合します。処理区の統合により、処理施設の更新に必要な工事費や維持管理費を削減します。また、統合後も稼働を続け

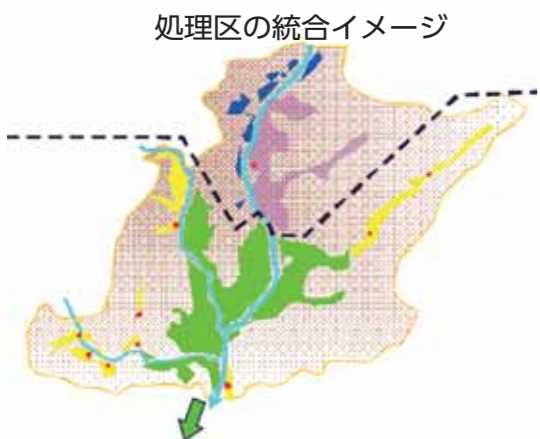
る処理場の機器や電気設備を改修・更新するなど、計画的・効率的な設備の長寿命化に取り組みます。

②料金体系

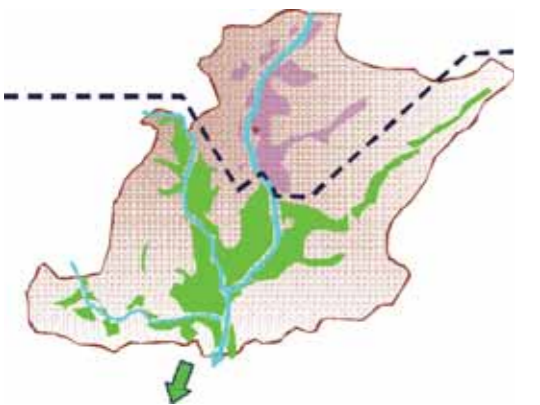
平成29年度から平成38年度までの10年間は、現在の下水道使用料体系を維持し、安定的な経営を行います。

* * * * *

「西脇市水道事業経営戦略」と「西脇市下水道事業経営戦略」は、西脇市のホームページに掲載していますので、ご覧ください。



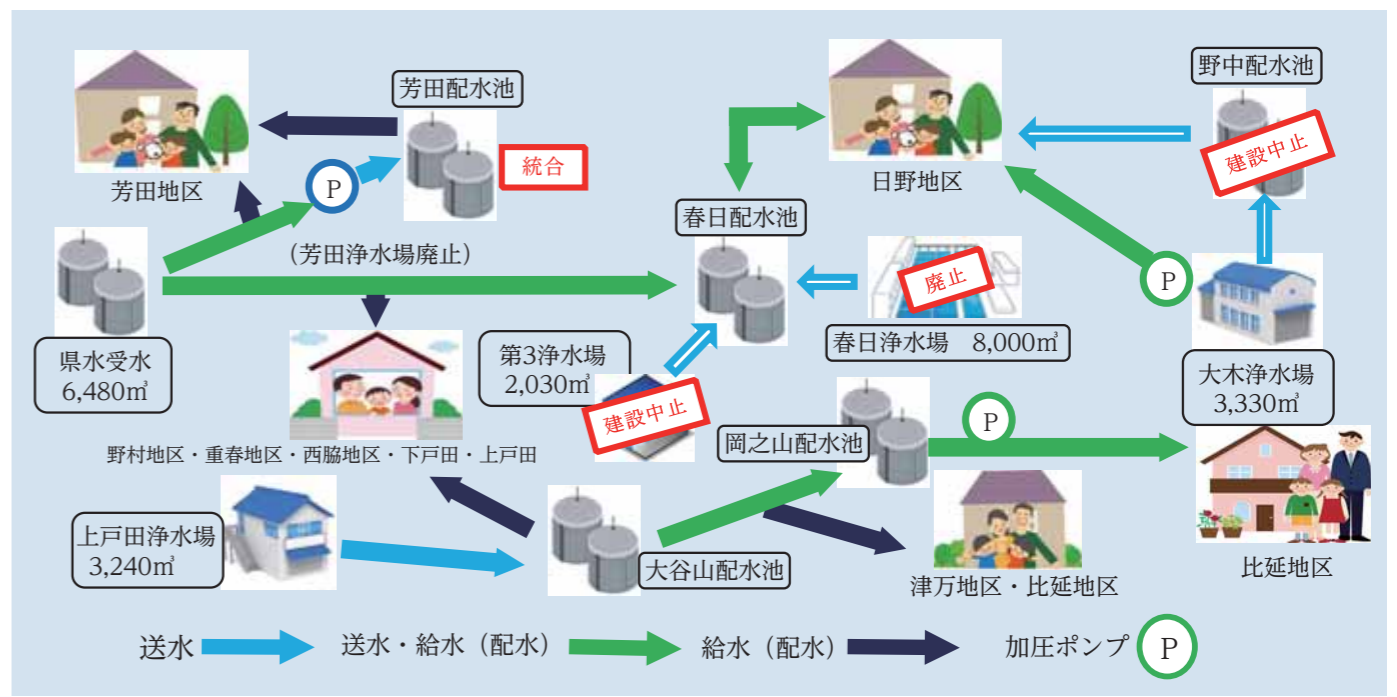
【統合前】14処理区13処理場
(旧西脇市域) 公共下水道1処理区 農業集落排水9処理区
(旧黒田庄町域) 公共下水道1処理区 農業集落排水3処理区



【統合後】2処理区1処理場
(旧西脇市域) 公共下水道1処理区
[加古川上流流域下水道処理場(小野市)で処理]
(旧黒田庄町域) 公共下水道1処理区
[黒田庄浄化センターで処理]

● 処理場
● 公共下水道(旧西脇市域・流域)
● 公共下水道(旧黒田庄町域・単独)
● 農業集落排水(旧西脇市域)
● 農業集落排水(旧黒田庄町域)

スリムな整備計画のイメージ図(旧西脇市)



水道に関するお知らせ

問合せ 施設管理課(市役所内線501)

悪質業者にご注意を

市職員を装ったり、委託されている業者などと偽ったりする悪質業者にご注意ください。市では依頼の無い水質検査や修繕、浄水器などの販売、あっせんは一切していません。不審に思ったら、市施設管理課か警察へ連絡してください。

◆悪質業者の手口
・水質検査を行い、高額な浄水器の販売する。
・水道管がサビだらけだと言って、取替工事を強く勧める。
・敷地内の水道管・下水道管の清掃をしに来たと言って、勝手に清掃し高額請求をする。

漏水にご注意を

給水管は古くなればなるほど漏水を起こしやすくなります。給水装置は皆さんの管理責任で、漏水があった場合は、その料金も負担していただくこととなります。このようなことを避けるため自主点検を

貯水槽水道の管理について

マンション等で貯水槽水道(受水槽や高置水槽のある建物)をお使いの場合、受水槽以降の設備、水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。受水槽の有効容量が10m³を超える簡易専用水道は、水道法で1年以内ごとの清掃と検査が義務付けられています。10m³以下の小規模貯水槽水道も、西脇市給水条例で1年に最低1回以上の水槽の清掃、水槽内に異物の混入がないかなど水槽の点検を行うこととしてあります。安心して水道水を飲んでいただくため、水槽の十分な衛生管理をお願いします。